

**第6回
新町まちづくり計画検討小委員会**

会 議 資 料

平成16年6月16日(水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第6回新町まちづくり計画検討小委員会会議次第

と き：平成16年6月16日(水)

ところ：香住町文化会館

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

報告第1号

新町まちづくりの基本方針について(その2)

4 新町の地域構造の形成と地域振興拠点機能強化
について

協議第6号(継続)

新町のまちづくり施策について

協議第7号

公共的施設の統合整備について

協議第8号

財政計画について

5 閉 会

新町まちづくり計画検討小委員会名簿

区 分			氏 名
1	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議長	よしだのりあき 吉 田 範 明
2	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議員	ほんじょうしげのぶ 本 城 繁 信
3	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議長	たにぶちえいいち 谷 湊 栄 一
4	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議員	いたさかこうじ 板 坂 公 二
5	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議長	うえだ たかし 上 田 孝
6	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議員	たちばな ひでお 橋 秀 夫
7	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	あさくらとみゆき 朝 倉 富 征
8	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	いのうえいちろう 井 上 一 郎
9	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	けどきみひこ 毛 戸 公 彦
10	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	なかむらはるやす 中 村 治 泰
11	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	みずまとくこ 水 間 徳 子
12	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	いしがきけんぞう 石 垣 健 三
13	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	いのうえげんいち 井 上 源 一
14	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	こだにみちこ 小 谷 道 子
15	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	にしおたかお 西 尾 高 雄
16	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	みよしただお 三 好 忠 男
17	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	いとう まこと 伊 藤 誠
18	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	おかだひさこ 岡 田 久 子
19	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	しばさきかずひで 柴 崎 一 秀
20	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	なかむら さとる 中 村 暁
21	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	むらせはるよし 村 瀬 晴 好

新町まちづくりの基本方針について（その2）

- 4 新町の地域構造の形成と地域振興拠点機能強化について
新町の地域構造の形成と地域振興拠点機能強化について報告する。

4. 新町の地域構造の形成と地域振興拠点機能強化

新町は、広域的視点からみると特色豊かな多自然環境を有する美しいふるさとづくりの先導地域であるとともに、山・川・海を活用した健康保養地域としての役割を担っています。また、良質で安全な食糧生産供給地域、ツーリズムを展開する体験交流地域としての役割も担っています。その役割を伸ばすためには、新町における総合力を発揮する連携交流軸、ゾーニングを形成するとともに、各地域の位置づけ、役割分担を明確にし、それぞれの地域の特徴を活かすとともに、相互補完を行うなかで有機的連携を図り、地域全体として魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

）連携交流軸

『広域連携交流軸』

J R山陰本線、鳥取豊岡宮津自動車道、国道9号、178号、482号を広域連携交流軸として位置づけ、新町の広域ネットワークを強化し地域内外との連携・交流を促進します。

『地域内連携交流軸』

地域内を結ぶ基幹道路である主要地方道香住村岡線、村岡美方線を地域内連携交流軸と位置づけ、多様な自然資源や食文化を活かした四季型観光の振興や産業間、世代間などの連携・交流の強化を促進します。

）ゾーニング

『海の恵み体験・交流ゾーン』

日本海に面したゾーンで豊かな海洋資源を活用した産業振興、観光、交流レクリエーションゾーンとしての整備充実を図ります。

『生活・交流ゾーン』

3つの地域振興拠点を結ぶ生活・交流ゾーンで、様々な交流の機会と住民生活の基盤地域としての整備充実を図り、教育・文化の振興と住民生活に密着した保健・福祉・医療体制などの充実を図ります。

『自然ふれあい・高原体験・交流ゾーン』

四季型観光の一翼を担う、森林・高原を中心とした自然とのふれあいと体験・交流ゾーンで、農業、林業、畜産業、観光の振興、農村集落地域の整備充実を図ります。

）地域振興拠点

『健康・福祉と都市交流を推進する地域振興拠点』

美方地域は、結いの精神を育み、健康・福祉の郷づくりと都市交流を推進し、農業と畜産業が連携した安心・安全の地域振興拠点をめざします。

『教育文化・保健医療と農林業地域振興拠点』

村岡地域は、子育て・子育ての郷づくりを推進する教育文化と保健医療活動の先導的役割を担い、地域資源活用型農林業と四季型観光の振興拠点をめざします。

『賑わいと海の恵みを活かした地域振興拠点』

香住地域は、豊かな海洋資源を活かした産業振興と都市的機能を拡充する地域振興拠点をめざします。

協議第6号(継続)

新町のまちづくり施策について

新町の将来像実現のための基本方針により、具体的な施策方針と新町まちづくりに向けての主要事業について協議する。

4 産業振興と雇用確保

地域の活性化の原動力となる産業の振興において、これまで集積してきた各分野の技術や特色を活かし、企業の海外進出や国際競争の激化などグローバル化が進むなかで、個性・独創性のある農林水産物や加工製造品の生産拡大を図るとともに、商業、観光関連産業等との連携を強化し、地場産業の育成とともに、地産地消等による地域内の経済波及効果を高めます。

また、多彩な資源を融合した特産品開発、環境、福祉、情報に関わる産業活動など地域社会に貢献する新しい分野での起業の支援を進めます。

これらの施策と合わせて、各産業の後継者確保、若者の定住促進をめざし雇用対策の充実、UI ターン受け入れ体制の拡充を図ります。

(1) 農林水産業の振興

農業

地域の基幹的産業として農業振興に取り組んでおり、その果たす役割は、安全・安心な食糧生産の面から、また、自給力向上と農業・農村の生産機能の維持・拡大の面から益々重要性が高まっています。

今後より一層、農業指導機関との連携を強化し、消費者のニーズに対応した作物を効率的に生産する優れた経営能力を持つ生産組織や新規就農等担い手の育成、集落営農活動の推進を図ります。また、水稻、高原野菜、二十世紀梨などに続く特産品づくりを進め、農産物の優良品種への改植、新技術の導入等を進め、健康と安心、温もりある味わいに重点を置いた作物の振興に努め、契約栽培や産地直送体制を拡充します。

とくに、新町は但馬牛の生産拠点であり、畜産と耕種農業が連携し、堆肥センターを活用した有機堆肥の生産、農地還元の循環システムの拡充により、環境保全型農業を推進するとともに、健康な土づくりのもとに有機米や野菜等、高品質の作物づくりなど農産物の高付加価値化を促進し、健康と有機農業の里づくりを目指します。

さらに、農用地、農道などの生産基盤整備と合わせて、有害鳥獣防除対策を進め、農地の生産性を高めるとともに、農地の保全活動やグリーンツーリズム特区の活用等を通じて農業の体験・交流活動の促進を図ります。

水産業

新町は日本海沿岸屈指の漁港を有し、漁獲量は、松葉ガニ、ハタハタ等多くの魚種において全国上位を占め、地場産業である水産加工業を発展させ、地域経済を支えています。今後も豊かな海産資源の安定確保をめざし、資源管理型漁業の推進、漁業基地の整備により漁場機能を高めるとともに、漁業

水産加工業のH A C C P（ハセップ：加工食品の製造工程毎の衛生管理手法を明確にしたもの）への対応等漁業経営体への支援をはじめ、流通拠点としての機能の強化、生産・販売体制の充実に努めます。

また、清流や温水を活かした内水面漁業を振興し、スッポン、チョウザメ、アユ、ヤマメ、イワナなどの特産化を図り、食材への活用を進めるとともに、渓流環境の整備により観光レクリエーションとの連携を強化します。

さらに、水系上流の広葉樹育成により水質の再生を図り、漁業資源の育成に努めます。

畜産業

最高級肉質を誇る“但馬牛”ブランドの確立を推進するため、多頭化による経営の安定、生産団地化等の集約化と環境との調和対策などを強化するとともに、繁殖経営と併せて地域内での肥育から直売に至る一貫生産体制の拡充を図ります。

とくに、肉用牛の産地間競争が激しくなるなかで、県の生産指導機関との連携を強化し、但馬牛の肉質の高品質、高安定化を図り、育種基地としての生産体制の拡充に努めます。

既存畜産基地等での粗飼料生産、放牧などにより、安心して安全な真の和牛の生産を進めるとともに、但馬牛の特質や伝統を積極的にPRし、日本の畜産文化の発信を広く展開します。

林業

広大な森林資源を活用するため、北但西部森林組合を中心として造林事業に積極的に取り組み、人工林率は43%に達しています。国内産の木材の価値が高まり、多面的な利用が求められるなかで優良な木材の生産、加工、流通のネットワークを強化するとともに、地域内産材の利用を促進し、林業の活性化を図るとともに、林道網等の整備を図り適切な保育・管理を促進し、機械化、省力化を進め、担い手確保に努めます。

また、間伐材等のバイオマスエネルギーの開発研究を推進するとともに、特用林産物の生産振興など森林資源の多様な活用を進めます。

他方、水源の涵養や大気の保全など、森林の持つ多面的・公益的機能の維持のため除間伐など適切な管理に努めます。

（2）商工業・地場産業等の振興

地域雇用を担う商工業の育成に努め、サービスや技術力を高める産業活動の活性化の促進、地域資源の高付加価値化あるいは新分野進出のための情報提供、研

究開発等の支援を推進します。

また、消費者ニーズに対応した機能的な商業環境づくりを進めるとともに、商工会との連携を強化し、経営指導の拡充、各種資金制度の活用や地域内購買促進対策等により、こだわりや個性のある経営やにぎわいとふれあいの機能を高め、商店街の活性化を推進します。

建設、建築業における需要開拓等への支援、水産加工業をはじめ製造業の生産性向上のための設備投資、新技術導入、開発についての支援に努めます。

さらに、高速通信体系を活用した産業の活性化に努め、環境創造的な企業誘致やリゾートオフィスの集積等の検討を図るとともに、福祉との連携で地域の身近な課題に対応するコミュニティビジネスやNPOなど多様なビジネスの育成、支援を推進します。

(3) 観光関連産業の振興

近畿でも有数の来訪者を受け入れる山・川・海・温泉の観光資源を有する地域特性を活かし、観光関連団体、JRやバス会社等の公共交通機関等と連携し、総合的な観光振興戦略体制づくりに取り組み、観光拠点施設の機能整備とネットワークの拡充を図ります。

観光協会と行政の連携強化により観光案内センターや道の駅、インターネットをはじめVICS（ビックス：官民共同で開発した交通情報通信システム）の研究や観光情報提供システムの整備充実を図るとともに、観光事業の企画推進やイメージアップをめざし、語り部、体験観光インストラクター、観光ボランティアガイドなどを育成し、地域全体としてのもてなしの心を育みます。さらに、観光大使やふるさと会員との連携、アンテナショップなど都市部とのネットワーク化を図り、積極的なPR活動を展開します。

山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園などの自然環境の保全と活用、歴史文化の保存と伝承への地域住民の参画により、観光振興と一体的な魅力あるまちづくりの展開、観光の国際化への対応を促進します。

さらに、蘇武トンネルを経由する但馬東西の広域観光が活性化するなかで、但馬内周遊ルートを拡充するとともに、鳥取と但馬との広域観光ネットワークを充実するなど周辺地域との一層の連携強化を図ります。

来訪者のニーズは、自然度の豊かさをはじめ安全、健康、保養等の満足度を指向しており、モニターの設置など観光動向を的確に把握しニーズの変化にも対応しやすい体制づくりを図ります。

そこで、新たなスキームを構築するなかで、従来から定着しているスキー、カニすきなどの他、多様化したニーズに応じた総合的受け入れ体制づくり、既存関連施設の有効活用、レクリエーション施設の整備や朝市などの観光魅力の演出、

企画の充実に努めます。

また、滞在型、体験型の交流環境を整備し、共有資源を巡る観光ルートづくりと合わせて、風景、食材、行催事等の季節感を抱く資源の活用を進め、松葉ガニや但馬牛等のグルメをはじめ新鮮で素朴さのある郷土料理等を当地域らしい食文化として提供するとともに、多彩な体験、創作活動を組み入れた交流の促進を図ります。さらに、泉源など未利用となっている資源の活用により地域内の新たな魅力を創造します。

(4) 地産地消等地域内連携の推進

地域内経済循環、経済波及効果の拡大をめざし、“おいしい魚を食べよう運動”をはじめ地元の生産物の地域内活用を促進します。

豊富な食材の日常的な利用をはじめ、観光、教育、医療、福祉関係での利用促進、地元木材の住宅や公共施設等への活用、直売施設での特産物の販売促進、畜産と漁業の資源再利用による有機肥料生産など地域内連携を推進します。

他方、生産者の顔が分かる信頼性が、消費者の安全・安心感を増し、地域の独自性、個性を高め、生産拡大、ブランド化へと発展させるとともに、グリーンツーリズムやマリンツーリズムの展開による農林漁業体験等の多様な交流を創出します。

(5) 雇用対策の推進

地域内の各産業間の連携によって核となる産業、産品から関連する産業や新しい産品を育て、地域内での総合的な波及を進める産業おこしに取り組み、働く場と所得の確保の施策を積極的に展開します。各事業所の求人活動への支援や新規就農の斡旋、林業、漁業への就業機会づくりを進めます。

また、新たな雇用を創出する企業誘致やコミュニティビジネス等の起業への支援を推進するなかで、新規学卒者をはじめとする定住対策の強化や都市生活者のUターン受け入れ体制の充実に努めます。

雇用環境においては、子育てや介護環境が整った地域づくりを進めるとともに、シルバー人材センターの機能充実などにより高齢者の経験、技能が活かされる就労の拡大、障害者がいきいきと働くことのできる生産活動の場づくりに努めます。

さらに、冬季就労対策において、但馬杜氏の伝統を守る酒造従事者の技能の研鑽や後継者確保への支援を行うとともに、スキー場等の観光関連産業の育成により、就業機会拡大を推進します。

4. 産業振興と雇用確保

施策名	主要事業の概要
農林水産業の振興	農業生産基盤整備の推進
	中山間地域の振興整備
	農業生産法人の育成
	集落営農組織の充実と新規就農等後継者育成
	農作業の受委託体制の確立
	高付加価値の農産物・特産物の生産振興
	つくり育てる漁業の推進
	漁場の資源育成と秩序の確立
	漁業経営体の強化と就労者の確保
	水産物の流通拠点機能の強化
	内水面漁業の育成
	但馬牛の一貫生産体制の拡充と有機農業の連携促進
	安全・安心で味わいある農産物の契約栽培の推進
	農地の保全対策の推進
	グリーンツーリズム、マリンツーリズム活動の推進
	有害鳥獣防除対策の推進
	林業生産、加工、流通対策の推進
	林道網等の整備などによる森林の保育・管理
	商工業・地場産業等の振興
商業集積と雇用確保	
地場産業の育成強化	
製造業の付加価値化の推進	
建設業の育成と需要拡大への支援	
地域資源活用型企業起こしの推進	
商工会との連携強化と経営指導活動等への支援	
融資対策等の推進	
観光関連産業の振興	山・川・海・温泉の町内観光ルートの整備
	但馬内等広域周遊ルートの整備
	四季型、滞在型観光への基盤づくり推進
	体験交流型観光の振興
	健康保養型観光の振興
	観光情報発信体制、PR 活動の充実と案内板等の整備
	観光の地域波及効果拡大対策の推進
	食文化をテーマにした観光交流の拡大
	観光協会等との連携推進
	泉源など未利用資源の活用
地産地消等地域内連携の推進	農林水産業等の生産品の地域内消費拡大の促進
	地域内生産品の商業、観光関連産業での活用促進
	地域内資源循環型の産業体系づくり

施策名	主要事業の概要
雇用対策の推進	各産業間連携による新しい産業・産品づくり
	雇用拡大企業等への支援拡充
	企業誘致の推進と起業活動への支援
	UIターンの就職支援体制の強化
	子育てや介護と労働環境の総合的整備
	酒造業等の季節労務対策の充実

5 都市基盤の整備・充実

交流と共生のふるさと都市の創造をめざして、豊かな自然環境を活かしながら機能性の高い都市基盤づくりを進めます。個性と特色ある3つの地域の優れた特性を發揮し、均衡ある発展を図るため、各地域の中心市街地を拠点として都市機能強化を図ります。

さらに、各地域の有機的連携により地域全体が魅力ある都市機能を備えるため、道路・鉄道・バス等の道路交通体系や情報通信基盤の整備充実を図ります。

また、住民生活の利便性、快適性、安全性の向上に努め、土地区画整理や公共施設の適正配置、魅力と個性ある景観形成の推進、防災に配慮した安全性の高い生活環境の整備やふれあい空間の創出など都市構造の強化、発展に積極的に取り組みます。

(1) 道路網の整備

新町の経済活性化を牽引し日本海側の高速交通体系の構築を担う地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道の整備を促進するとともに、国道9号、178号、482号、主要地方道香住村岡線、村岡美方線の幹線及び生活道路網の整備を進めることにより、地域内のネットワークを強化し地域住民の生活圏の拡大、内外の交流の活性化を促進します。

(2) 公共交通サービスの充実

住民の利便性確保や広域的な地域間交流を活発化するため、鉄道のダイヤの充実や余部鉄橋の早期架け替え、JR山陰本線城崎以西の電化などを要望するとともに、鉄道駅ターミナル整備によりバス・自動車等とのネットワークの強化を図ります。

また、近距離公共交通機関である路線バスは、生活に密着した交通手段として、その運行確保に努めるとともに、交通不便地域対策のため、町営バスの運行確保・拡充を図り地域内を結ぶネットワークの強化に努めます。合わせて、交通弱者に対応した福祉タクシーなど路線バスを補完する施策を推進します。

さらに、但馬空港の利用促進等、交通手段の多様な地域づくりを促進します。

(3) 市街地形成の充実

各地域の市街地形成については、地域全体の連携、交流を促進するための都市的機能の充実強化に努めます。駅周辺整備、土地区画事業等市街地の再整備や空閑地の活用により、適切な開発誘導等を通じ、防災性にも配慮した良好な市街地形成を図るとともに、やすらぎの居住空間の創出をはじめ、楽しくにぎやかな商業空間の整備、文化・レクリエーション空間の充実など、個性と魅力

ある環境を築きます。

(4) 住環境の整備

公営住宅については、居住機能強化を含め公営住宅整備計画に基づき、計画的な整備に努めます。

また、土地区画整理事業等の推進により、住宅適地の選定や民間住宅の建設を誘導・促進していきます。また、定住促進を図るため分譲宅地の造成を推進します。

さらに、バリアフリーの推進をはじめ、高齢化社会にふさわしい住宅の改良を支援し、快適で安全性の高い住環境づくりに努めます。

(5) 景観形成の推進

自然と調和した魅力ある住風景を活かしたまちづくりを推進するため、「風景形成地域」の指定を検討し、歴史的な建物や住宅街、商店街など重点的に街並み景観の形成を図る必要がある区域については、うるおいのある景観の誘導を進めます。

屋外広告物や公共標識などの景観との調和を図るため、地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道や国、県道等の広域幹線道路の整備などに伴うサイン計画を推進し、様々な施設立地に対応して、基準に合ったものになるよう指導・助言を行うとともに誘導標識等のデザインの統一化、集約化を図ります。

(6) 情報・通信体系の整備

教育、行政、福祉、医療及び防災等の高度化、ニーズの多様化とあわせてテレビ、ラジオ、携帯電話等の難視聴解消や地上波デジタル放送に対応するため地域情報化計画を策定します。そして、高速通信体系整備に資することとなる地域公共ネットワークを早期に整備し、住民生活の利便性向上と情報格差の解消を図ります。また、行政サービスの効率を図るため、電子自治体の構築、防災情報管理システムの確立等、高度情報化に対応した情報基盤の体系的な整備を推進します。

5. 都市基盤の整備・充実

施策名	主要事業の概要
道路網の整備	地域高規格道路網の整備促進
	国道9号、178号、482号の整備促進
	主要地方道香住村岡線、村岡美方線の整備促進
	生活道路網の整備
公共交通サービスの充実	JR 山陰本線の利便性向上対策
	鉄道網の整備(余部鉄橋の整備、電化促進等)
	駅前ターミナル、広場等の整備
	バス路線の確保
	町営バスの運行確保・拡充
	交通不便地域・交通弱者対策の推進
	但馬空港の利用促進
市街地形成の充実	土地区画整理事業の推進
	市街地整備の推進
	公園、緑地、歩道、駐車場等の整備
住環境の整備	公営住宅の整備推進
	宅地造成等の推進
	快適な住宅ゾーンの形成
景観形成の推進	美しいまちづくりの推進
	歴史的施設、景観の保全
情報・通信体系の整備	高速通信体系の整備拡充
	地域公共ネットワークの整備
	携帯電話等移動体通信エリアの拡充対策の推進
	テレビ、ラジオ難視聴対策の推進
	地域情報化計画の策定

6 生活環境の整備・充実

豊かな自然環境の中で、快適で利便性の高い生活が営め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

上・下水道の整備、ごみの減量化やリサイクル、省資源対策等の促進により、環境の保全に努めます。

また、集落内道路改良など生活環境整備を進め、救急、消防活動等の対応強化を図るとともに、生活の安全を確保するため、交通安全対策や防犯対策を拡充します。

さらに、広範な町域に対応した防災機能の強化、消防救急体制の充実に努め、施設・機器・資材の整備、情報ネットワークの拡充、各種訓練活動の促進を図ります。

(1) 生活関連施設の整備

日常生活の利便性向上のため、身近な生活道路の整備、除排雪対策を推進するとともに、防災的見地からも有用である公共スペースを確保するために、集落内の遊休地などの整備活用を図ります。

(2) 上・下水道等の整備

水需要に対応した水道施設の整備、水質管理の徹底を図るとともに、水資源の保全、確保により、安定的な給水事業を展開します。

また、公共下水道事業等生活排水処理対策については、計画的な事業推進と適正な維持管理を行い、下水道接続の普及促進を図り衛生的で快適な生活環境や公共水域の水質保全に努めます。

(3) 衛生環境の充実と美化運動の推進

ごみの減量とリサイクル推進のため、再利用・資源化に努めるとともに、農林水産業における堆肥や残渣等の地域資源循環活用システムの導入を促進します。

さらに、ごみ処理の広域化について北但地域の関係市町と連携しその実現を推進します。

また、町内の植生を活かしながら美しい花と樹木で彩る公園化の推進や住民総参加によるクリーン作戦の展開、不法投棄の廃絶など美化運動の積極的展開と合わせて、公害の無い、環境にやさしいまちづくりを推進します。

(4) 斎場の運営

現行の斎場の運営のあり方や施設の更新について検討し、新町の住民サービスの向上に努めます。

(5) 消防防災・交通安全・防犯等の推進

広範な町域での防災体制を強化するため、危機管理、災害対応能力の優れた防災センター機能等を充実し、備蓄、避難施設、救援・救護体制の充実、自主防災組織との連携強化を図り、防災行政無線等情報施設については、将来的な統合計画を策定するなど防災ネットワークを拡充します。

また、自然災害に強いまちづくりに努め、地すべり防止対策などを促進するとともにパトロールの強化、広報等による防災意識の高揚を図ります。

さらに、消防力の充実に努め、消防署と消防団の連携強化、消防施設、緊急通信指令システム等の整備を推進します。

他方、地域内の交通量の増加に対処し、歩道の整備など総合的な交通安全対策を進めます。また、地域の防犯体制を強化し、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

6. 生活環境の整備・充実

施策名	主要事業の概要
生活関連施設の整備	集落内道路の整備推進
	集落内公共スペースの拡充
上・下水道等の整備	水資源の安定確保
	水道施設の増補改良、老朽管の整備
	公共下水道等生活排水処理施設の整備
	下水道接続の普及促進
衛生環境の充実と 美化運動の推進	ごみ処理の広域化の推進
	ごみの分別収集とリサイクルの推進
	ごみ・し尿収集処理の効率化
	地域ぐるみの公園化や環境美化運動の推進
斎場の運営	斎場の運営、施設更新の検討
消防防災・交通安全・ 防犯等の推進	防災センター機能の充実
	防災情報施設等の整備拡充
	防災訓練、パトロールの強化
	自主防災組織の育成
	消防救急体制の充実
	消防施設整備の推進
	交通安全対策の推進
	防犯体制の充実

7 自然環境の保全・活用

広範な海岸部は、山陰海岸国立公園に、山岳部は、氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園に指定され、全国でも優れた自然環境を有しています。季節感、生命感あふれる多彩な自然環境を、町民、また国民の財産として大切に保全し、自然の恵みとともに生きる共生と交流の理想郷を育てていきます。

また、水源涵養、環境保全、災害防止などの公益的機能を有する森林、棚田などを維持するため、中山間地域をはじめとした農林業の振興に努めるとともに、県の風景形成地域に指定された海岸沿線や河川流域の環境の保全に万全を期していきます。

(1) 自然公園等の保全と活用

ユネスコ世界自然遺産登録の国内候補に上げられた山陰海岸国立公園をはじめ、国定公園等の貴重な自然環境の保全に努めます。地球環境問題を見据え、人と自然の共生するまちづくりをめざし、住民の身近な活動に視点をあて、環境にやさしい生活スタイルを構築するとともに、自然公園に親しむ運動や自然公園指導員の育成をはじめ、環境を守り、次代へ引き継ぐ自然保護活動を積極的に展開します。

また、数多くの天然記念物や名勝の保全に努めるとともに、全国的にも評価される多様な植生を守り育て、巨木や名木、稀少種の野生動植物の観察、保護等に努め、内外の保護活動の交流を促進します。

さらに、自然公園を舞台にし、公園内の教育施設や交流施設での体験学習を通して、人と自然の共生を学ぶ取り組みを拡充します。

(2) 自然景観の保全

住民が長年にわたり手入れをし、慣れ親しんできた森林、田畑、河川、海岸環境の機能維持と景観保全活動を促進します。

また、美しい環境のなかで都市部との交流を通じて昔のふるさとが再発見されるような住民と行政が一体となった総合的な環境保全活動を展開し、県の風景形成地域に指定された海岸部の景観保全や、日本の棚田百選に選ばれた地域の保全に努めます。

(3) 国土保全の推進

美しい国土を保全し、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、治山・治水事業により、森林の適正な維持管理に努めるとともに、多様な生態系を育む広葉樹林などの育成、自然体系に配慮した水辺環境の形成や親水空間の整備に努めます。

(4) クリーンエネルギーの開発

環境にやさしい資源循環型まちづくりの推進を図るため、発電や熱源供給が可能となる、太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、海洋温度差、バイオマスエネルギーなどのクリーンエネルギーの開発研究を進めます。

7. 自然環境の保全・活用

施策名	主要事業の概要
自然公園等の保全と活用	山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園の環境保全
	山陰海岸国立公園のユネスコ世界自然遺産登録の推進
	自然公園に親しむ活動の推進
	自然公園指導者の育成
	名勝、天然記念物、巨木、名木等の保護
自然景観の保全	但馬海岸の風景形成地域の保全
	棚田景観や森林環境、水辺環境の保全
国土保全の推進	治山、治水事業の促進
	森林の維持管理の推進
	多様な生態系を育む広葉樹林の育成
	自然体系に配慮した河川公園等の整備
クリーンエネルギーの開発	太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、海洋温度差等のエネルギー開発研究
	森林資源を活用したバイオマスエネルギーの開発研究

8 行財政基盤の強化

新町は、住民に最も身近な基礎的自治体として総合的な行政を展開し、地方分権を確立するため、より一層自立性の高い地域社会づくりに努めます。住民と行政の参画と協働のまちづくりを推進するとともに、地方分権における自治体の権限と責任の拡大に向けた行財政能力の向上を図ります。

また、少子高齢化や経済の低迷により厳しい財政運営が予想されるため、従来の施策・事業等行政全般にわたり抜本的な見直しを行い、新しい時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを再構築し、行財政基盤の強化を図ります。

(1) 行政改革の推進

少子高齢社会への対応や複雑多様化した住民ニーズを的確に把握し、重点的、効果的な施策展開を行います。合わせて、広報・広聴活動の充実、情報の公開と個人情報保護の推進、行政評価の推進、行政機構の合理化、弾力的な行政システムへの改革を進めます。ことに、支所機能については、新町の地域経営にふさわしい集積と連携効果の発揮しやすい組織・体制とし、合わせて時代に適した電子自治体等情報基盤の整備拡充により住民の利便性向上、連携の強化を図ります。

また、介護保険や健康、福祉対策、環境対策、産業間連携、地域情報化など多様化、高度化する行政事務に的確に対応できる専任の職員配置等による行政能力の向上と併せて、行政サービスの質的向上のため、職員の政策形成能力やコスト意識等能力開発・自己啓発の推進を図ります。

(2) 健全財政の確立

限られた財源で最大の効果を上げるため、計画的・効率的執行により健全な財政運営を図ります。また、合併によりもたらされる管理部門の集約化や広域的視点からの計画的な公共施設の適正配置等により経費削減を行い、将来にわたる安定した行政サービスの提供が可能な財源を確保し、地域の持続的発展を図ります。

8. 行財政基盤の強化

施策名	主要事業の概要
行政改革の推進	行政改革実施計画の策定
	行政評価制度の導入と行政組織、機構の改革推進
	支所機能の充実とネットワークの強化
	専任的な業務体制整備
	職員の能力開発の推進
健全財政の確立	財政運営の効率化と持続的発展のできる行財政基盤の確立

協議第7号

公共的施設の統合整備について

新町の公共的施設の統合整備について協議する。

公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、地域の特性や広域的位置付けと役割分担を考慮し、施設機能の拡充や相互補完を行い、適正な配置、整備を進めることとしますが、住民の利便性、地域バランスの確保について十分に配慮し、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう段階的な調整を行うとともに、財政計画に則り、健全な財政運営を図りながら計画的に進めていくことを基本とします。

協議第 8 号

財政計画について

新町の財政計画について協議する。

財政計画

財政計画は、新町が長期的に健全な財政運営を構築するため、合併による歳出の削減効果、新町まちづくり計画に必要な経費等を反映させ、普通会計（平成 15 年度決算）ベースで作成するものとします。

1. 歳入

(1) 地方税

現行の税制度を基本に、従来ベースの歳入を見込みます。

(2) 地方譲与税等

過去の実績に基づき、従来ベースの歳入を見込みます。

(3) 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税の合併算定替により算定するとともに、特別交付税の合併支援措置を見込みます。地方債の元利償還金に係る交付税措置については、既発債及び今後見込まれる合併特例債等の元利償還金の動向を反映します。

(4) 分担金及び負担金

過去の実績に基づき、事業実施の動向を勘案し見込みます。

(5) 使用料及び手数料

過去の実績に基づいて見込みます。

(6) 国・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績等により算定し、普通建設事業に係る部分については、新町まちづくり計画の事業分を考慮して見込みます。

(7) 繰入金

年度間の財源調整のための財政調整基金やその他の基金を見込みます。

(8) 地方債

新町まちづくり計画の事業に伴う合併特例債、過疎債、通常債等、また、現行の地方財政制度を基本に、減税補てん債、臨時財政対策債を見込みます。

2. 歳出

(1) 人件費

合併による特別職、議会議員数の減少、また新町において定員適正化計画を策定することにより、定員管理の適正化を図り、合併後の退職者の補充を抑制するなど一般職の職員数の減少を見込みます。

(2) 物件費

合併による経費削減効果と物件費を抜本的に見直すことにより、経費削減を図

り必要額を見込みます。

(3) 維持補修費

過去の実績に基づき必要額を見込みます。

(4) 扶助費

各種事務事業の見直しを図り、経費の削減を図り必要額を見込みます。

(5) 補助費等

補助費等については、事業実績や行政効果を再精査し、整理統合やそのあり方を検討するなど抜本的な見直しを行うことにより経費の削減を図り必要額を見込みます。

(6) 公債費

合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と合併後の新町まちづくり計画の事業等に係る地方債の新たな借りに係る償還額を見込みます。

(7) 繰出金

下水道、国民健康保険、介護保険事業などの特別会計への繰出金については、料金改定等歳入を見直すことにより、繰出金を抑制しその必要額を見込みます。

(8) 投資的経費

新町まちづくり計画の主要事業及びその他の普通建設事業を年度間のバランスに配慮し見込みます。

(9) その他

過去の実績に基づいて見込みます。

